



-----  
条 例  
-----

高知県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年5月12日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第49号**

**高知県議会委員会条例の一部を改正する条例**

高知県議会委員会条例（昭和38年高知県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号及び第4号中「10人」を「9人」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成27年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第50号**

**高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例**

議会の議長、副議長及び議員に係る平成27年6月1日から平成28年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員に係る特例期間における報酬の月額は、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第2条第1項及び別表並びに地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、議会の議長にあつては「870,000円」と、議会の副議長にあつては「800,000円」と、議会の議員にあつては「760,000円」と、議会の議員の中から選任された監査委員にあつては「103,000円」とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同表に定める額とする。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。  
（高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例の廃止）
- 2 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（平成27年高知県条例第1号）は、廃止する。